

業績目標 1-4-2：期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組

〔期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対し〕
て滞納処分を執行するなどにより徴収します。〕

上記目標の概要	<p>期限内収納の実現に向けた各種施策の実施や滞納整理は、申告・調査による適正課税の確保と並んで税務行政における重要な事務であり、適正・公平な課税の実現は、これらの事務が的確に行われて初めて完結するものです。</p> <p>このため、期限内収納の実現に向けた積極的な周知・広報に取り組むとともに、期限内に納付しない納税者に対して滞納処分を執行することなどにより、確実な徴収を図ります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>業1-4-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施 業1-4-2-2：滞納を未然に防止するための取組 業1-4-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営 業1-4-2-4：滞納の整理促進への取組 業1-4-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収</p>
業績目標1-4-2についての評価結果	
業績目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>施策「業1-4-2-1」、「業1-4-2-2」、「業1-4-2-4」及び「業1-4-2-5」の評定は「s 目標達成」でしたが、「業1-4-2-3」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
業績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>期限内収納の実現に努めるとともに、滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収を実現するために重要な取組です。</p> <p>大口・悪質事案や処理困難事案について、適時にプロジェクトチームを編成し組織的な対応を図るなど、滞納の整理促進に取り組みました。</p> <p>集中電話催告センター室（用語集参照）においては、新規発生滞納事案へ早期に催告を実施し、必要に応じて夜間に催告を実施するなど、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。</p> <p>なお、令和3事務年度は、令和2事務年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、滞納整理に当たっては、納税の猶予等の納税緩和制度の適用を優先して実施したほか、集中電話催告センター室においては、その機能の一部を切り替えて納税の猶予等の相談に親切・丁寧に対応しました。</p>

施策	業1-4-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施		
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-4-2-1-B-1：期限内収納を確保するための取組		
	目標	<p>期限内収納を確保するため、期限内納付に関する周知・広報、振替納税（用語集参照）の利用勧奨及び振替日の周知等の各種施策を実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>国税庁ホームページなどの各種広報媒体や地方公共団体、税理士会、関係民間団体、業界団体等の説明会などを活用した期限内納付に関する周知・広報、個人の新規納税者を中心とした振替納税の利用勧奨及び振替日の周知等の施策を実施することは、期限内収納を確保するために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>納税者の態様に応じて、期限内納付の周知・広報や個人の新規納税者に重点を置いた振替納税の利用勧奨などの施策を的確に実施したほか、振替不能を防止するための各種施策を実施しました。</p> <p>また、ダイレクト納付については、納付回数の多い源泉所得税や消費税の中間申告分を中心に積極的な利用勧奨を行ったほか、金融機関や地方公共団体等の関係者とも連携するなどして、利用促進に向けて取り組みました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>上記実績のとおり、期限内収納の確保を図るため、①各種広報媒体や説明会等を通じた期限内納付に関する周知・広報、②個人の新規納税者に重点を置いた振替納税の利用勧奨、③振替不能を防止するための振替日の周知などの各種施策を、納税者の態様に応じて的確に実施しました。</p> <p>また、納付しやすい環境整備という観点から、引き続き電子納税（用語集参照）の利用促進に取り組みました。</p> <p>特に、ダイレクト納付については、納税者のニーズを見極めつつ積極的に利用勧奨を行ったほか、金融機関や地方公共団体等の関係者とも連携するなどして利用拡大に向けて取り組んだ結果、令和3年度には約263万件（前年度比+71万件、136.9%）の利用がありました。</p> <p>このように、期限内収納の確保を図るため、各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> <p>今後も、引き続き納付手段の多様化を検討し、納付しやすい環境の整備に取り組むとともに、税務行政の効率化や現金管理等に伴う社会全体のコストを削減する観点から、キャッシュレス納付の推進に取り組みます。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

施策	業1-4-2-2：滞納を未然に防止するための取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-4-2-2-B-1：滞納を未然に防止するための取組		
	目標	<p>滞納を未然に防止するため、期限内納付の呼び掛けや督促状発付前の電話等での納付指導等の各種施策を実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠） 前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対して、あらかじめ、はがき等で期限内納付を促すことや、期限までの納付がない納税者に対して、督促状を発する前に電話等での納付指導に取り組むことは、滞納を未然に防止するために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 滞納の未然防止を図るため、関係民間団体等に対する期限内納付に関する周知・広報依頼の実施や納期限前後における文書や電話での納付指導の実施などの各種施策に取り組みました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により納付困難な納税者に対して、納税の猶予等の納税緩和制度の周知を納付指導に併せて行いました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、滞納の未然防止を図るため、国税局及び税務署が一体となり、税務署においては署を挙げて納税者の態様に応じて期限内納付の呼び掛けや督促状発付前の電話等での納付指導等の取組を積極的に行いました。</p> <p>また、賦課部門による調査時の納付しようや予納制度（用語集参照）の積極的な利用勧奨を行うなど、賦課部門とも連携しつつ滞納の未然防止に取り組みました。</p> <p>こうした取組等の結果、国税の滞納発生割合は1.1%となりました。</p> <p>このように、滞納の未然防止を図るため、各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

業1-4-2-2に係る参考情報

参考指標 1：国税の滞納発生割合

(単位：%)

会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
滞納発生割合	1.0	1.0	0.9	0.9	1.1

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 滞納発生割合は、当該年度の徴収決定済額（地方消費税額を除いています。）のうち、当該年度に発生した滞納税額（地方消費税額を除いています。）の占める割合です。

測定指標（定量的な指標）	施策 業1-4-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営						
	[主要]業1-4-2-3-A-1：滞納整理事務の割合						(単位：%)
	事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
	目標値	80	80	80	80	80	○
	実績値	82.8	82.5	76.4	75.6	78.5	
	<p>(出所) 徴収部徴収課調</p> <p>(注1) 数値は、徴収事務に従事する職員が従事した合計日数のうち、滞納整理事務に従事した日数の占める割合です。</p> <p>(注2) 「滞納整理事務」とは、滞納者に対する納付折衝、財産調査、差押え、公売（用語集参照）等の事務をいいます。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>滞納の整理促進を図るため、必要な滞納整理事務量が確保されているかを測定する指標として、滞納整理事務の割合を設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による影響範囲が不明瞭なことから、令和2事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>滞納の整理促進を図るため、内部事務の合理化・効率化に取り組むとともに、限られた人的資源を効果的・効率的に配分し、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保しました。また、徴収システム（用語集参照）の各種機能を活用して、限られた事務量の最適な配分に取り組むとともに、滞納事案の進行管理の充実を図るなど、これまで以上に滞納事案の総体的及び個別的進行管理を適切に実施しました。</p> <p>しかし、令和3事務年度は、令和2事務年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難となった納税者からの猶予等の相談や猶予申請への対応を最優先し滞納整理を抑制したことにより、滞納整理に投下する事務量が減少しました。</p> <p>なお、猶予申請等への対応は、業績目標「期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組」の必要性の根拠である「国税の適正・公平な徴収の実現」に資するものです。</p> <p>上記のとおり、令和3事務年度の滞納整理事務の割合は78.5%となり、目標値を下回ったものの、その要因は新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情によるものであり、また、事務量を納税緩和制度の適用に最優先に投下したことは、上位目標の実績目標(小)1-4「適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済」の趣旨に沿った対応であることも踏まえ、達成度は「○」としました。</p> <p>今後も、滞納の整理促進を図る観点から、必要な滞納整理事務量の確保に努めます。</p>						
	業1-4-2-3-A-2：集中電話催告センター室における催告回数						(単位：千回)
	事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
	目標値	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	○
	実績値	2,291	2,101	1,431	1,345	1,864	
<p>(出所) 徴収部徴収課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>新たに発生する滞納事案等について、限られた人員の下、早期かつ反復的に電話催告等を行うことは、滞納の整理促進を図る上で効果的・効率的であることから、催告回数を指標として設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による影響範囲が不明瞭なことから、令和2事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。</p>							

測定指標 (定量的な指標)	(目標の達成度の判定理由) 大量・反復的に発生する新規発生滞納事案に対し、早期かつ反復的に催告を実施するとともに、必要に応じて、日中に応答のない滞納者に対して夜間や閉庁日（日曜日）に催告を実施するなど、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。 令和3事務年度は、そうした取組を推進しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難となった納税者からの猶予等の相談を受けるため、集中電話催告センター室の機能の一部を「国税局猶予相談センター」に切り替えて運用し、猶予制度に関する相談に対し親切・丁寧な対応等も行いました。その結果、令和3年7月から令和4年6月までに合計86千件の納付相談を受け付けました。このほか、集中電話催告センター室では、特例猶予（用語集参照）の期限が到来する納税者に対し、期限到来前にはがき等により連絡し、新型コロナウイルス感染症の影響等により納付が困難という場合には、既存の猶予制度を案内する、といった取組を行いました。 こうした取組もあり、令和3事務年度の催告回数は、1,864千回となりました。目標値を下回ったものの、その要因は新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情によるものであり、また、集中電話催告センター室の機能の一部を「国税局猶予相談センター」に切り替えて運用したことは、上位目標の実績目標(小)1-4「適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済」の趣旨に沿った対応であることも踏まえ、達成度は「○」としました。 集中電話催告センター室においては、今後も、効果的・効率的な滞納整理を行う観点から、早期かつ反復的に電話催告等に取り組みます。							
	[主要]業1-4-2-3-B-1：効果的・効率的な滞納整理の実施							
測定指標 (定性的な指標)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">目標</td> <td style="padding: 5px;"> 集中電話催告センター室、国税局（特別整理部門等）及び税務署の役割分担を明確にして効果的・効率的な滞納整理を実施します。 (目標の設定の根拠) 効率的な電話催告等により実地の滞納整理の必要性について見極め等を行い、滞納整理事務量を確保する体制を整備し、徴収担当部署全体として効果的・効率的な滞納整理を実施することは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">達成度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">実績及び目標の達成度の判定理由</td> <td style="padding: 5px;"> (実績) 限られた事務量の下で、効果的・効率的な滞納整理を実施するため、新たに発生する滞納事案等について、集中電話催告センター室において、早期かつ反復的に電話催告等を実施しました。それでもなお完結とならなかった事案等については、国税局（特別整理部門等）及び税務署において実地による滞納整理を実施するなど、各部署の役割分担を明確にして効果的・効率的な滞納整理を実施しました。 (目標の達成度の判定理由) 集中電話催告センター室において、徴収システムの催告機能及び非常勤職員を含むオペレーターの事務量を最大限活用し、集中的に電話催告等を実施した結果、令和3年度における集中電話催告センター室の滞納整理状況は、催告対象者数807,809者に対して、完結者数609,739者、納付誓約者数74,720者となり、催告対象者の84.7%が完結又は納付誓約となりました。これにより、国税局及び税務署における実地の滞納整理事務量の確保や、実地による滞納整理が必要な事案の見極めを行い、徴収担当部署全体として、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。 このように、効果的・効率的な滞納整理の実施に取り組んだことから、達成度は「○」としました。 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">○</td> </tr> </table>	目標	集中電話催告センター室、国税局（特別整理部門等）及び税務署の役割分担を明確にして効果的・効率的な滞納整理を実施します。 (目標の設定の根拠) 効率的な電話催告等により実地の滞納整理の必要性について見極め等を行い、滞納整理事務量を確保する体制を整備し、徴収担当部署全体として効果的・効率的な滞納整理を実施することは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。	達成度	実績及び目標の達成度の判定理由	(実績) 限られた事務量の下で、効果的・効率的な滞納整理を実施するため、新たに発生する滞納事案等について、集中電話催告センター室において、早期かつ反復的に電話催告等を実施しました。それでもなお完結とならなかった事案等については、国税局（特別整理部門等）及び税務署において実地による滞納整理を実施するなど、各部署の役割分担を明確にして効果的・効率的な滞納整理を実施しました。 (目標の達成度の判定理由) 集中電話催告センター室において、徴収システムの催告機能及び非常勤職員を含むオペレーターの事務量を最大限活用し、集中的に電話催告等を実施した結果、令和3年度における集中電話催告センター室の滞納整理状況は、催告対象者数807,809者に対して、完結者数609,739者、納付誓約者数74,720者となり、催告対象者の84.7%が完結又は納付誓約となりました。これにより、国税局及び税務署における実地の滞納整理事務量の確保や、実地による滞納整理が必要な事案の見極めを行い、徴収担当部署全体として、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。 このように、効果的・効率的な滞納整理の実施に取り組んだことから、達成度は「○」としました。	○	
	目標	集中電話催告センター室、国税局（特別整理部門等）及び税務署の役割分担を明確にして効果的・効率的な滞納整理を実施します。 (目標の設定の根拠) 効率的な電話催告等により実地の滞納整理の必要性について見極め等を行い、滞納整理事務量を確保する体制を整備し、徴収担当部署全体として効果的・効率的な滞納整理を実施することは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。	達成度					
実績及び目標の達成度の判定理由	(実績) 限られた事務量の下で、効果的・効率的な滞納整理を実施するため、新たに発生する滞納事案等について、集中電話催告センター室において、早期かつ反復的に電話催告等を実施しました。それでもなお完結とならなかった事案等については、国税局（特別整理部門等）及び税務署において実地による滞納整理を実施するなど、各部署の役割分担を明確にして効果的・効率的な滞納整理を実施しました。 (目標の達成度の判定理由) 集中電話催告センター室において、徴収システムの催告機能及び非常勤職員を含むオペレーターの事務量を最大限活用し、集中的に電話催告等を実施した結果、令和3年度における集中電話催告センター室の滞納整理状況は、催告対象者数807,809者に対して、完結者数609,739者、納付誓約者数74,720者となり、催告対象者の84.7%が完結又は納付誓約となりました。これにより、国税局及び税務署における実地の滞納整理事務量の確保や、実地による滞納整理が必要な事案の見極めを行い、徴収担当部署全体として、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。 このように、効果的・効率的な滞納整理の実施に取り組んだことから、達成度は「○」としました。	○						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">施策についての評定</td> <td style="text-align: center;">a 相当程度進展あり</td> </tr> </table>		施策についての評定	a 相当程度進展あり					
施策についての評定	a 相当程度進展あり							

評定の理由	全ての測定指標の達成度を「○」としましたが、実績値が目標値を下回った「実1-4-2-3-A-1」及び「実1-4-2-3-A-2」については、やむを得ない事情や取組状況を総合的に勘案して「○」としていることから、本施策の評定は「s 目標達成」ではなく「a 相当程度進展あり」としました。
--------------	--

業1-4-2-3に係る参考情報

参考指標 1：集中電話催告センター室における完結者数 (単位：者)

事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
完結者数	592,007	589,322	499,705	576,471	609,739

(出所) 徴収部徴収課調

参考指標 2：集中電話催告センター室の滞納整理状況 (単位：者、%)

事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
完結者数	592,007	589,322	499,705	576,471	609,739
納付誓約者数	113,074	111,965	45,704	68,431	74,720
催告対象者数	828,486	823,743	813,538	841,683	807,809
センター処理割合	85.1	85.1	67.0	76.6	84.7

(出所) 徴収部徴収課調

施策	業1-4-2-4：滞納の整理促進への取組	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-4-2-4-B-1：滞納の整理促進への取組	
	目標	滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応し、滞納の整理促進に取り組みます。 (目標の設定の根拠) 滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。
	実績及び目標の達成度の判定理由	(実績) 滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に強い影響を及ぼすことから、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しました。 大口・悪質事案や処理困難事案に対しては、適正な納税義務の履行を確保するため、厳正かつ毅然とした対応を行うとともに、消費税滞納事案を確実に処理するなど、滞納の整理促進に取り組みました。 (目標の達成度の判定理由) 令和3事務年度の滞納整理に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、納税緩和制度の適用を優先して実施し、納税者の方から一括納付が困難との相談があった場合は、納税者の置かれた状況や心情に十分配慮して、納税の猶予等の迅速かつ柔軟な適用に努めました。 一方で、納付の意思が認められないような滞納者には厳正な滞納処分を行うなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しました。 大口・悪質事案や処理困難事案については、厳正かつ毅然とした対応を行うこととし、差押え等の滞納処分を実施するとともに、詐害行為取消訴
	達成度	○

測定指標（定性的な指標）	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>訟（用語集参照）の提起等の法的手段を積極的に活用するなど、着実な整理促進を図りました。また、滞納整理の過程において、財産の隠蔽等の滞納処分免脱罪（用語集参照）に該当する行為を把握した場合には、確実に告発を行うなど、特に厳正に対処しました。</p> <p>さらに、国際的な租税の徴収回避に対しては、資料情報の活用などにより国外財産を把握し、租税条約の要件に該当するものについて確実に徴収共助（用語集参照）の要請を行いました。</p> <p>こうした取組の結果、令和3年度における全税目の滞納整理中のものの額（滞納残高）は8,857億円となり、その内消費税の滞納整理中のものの額（滞納残高）についても3,551億円となりました。</p> <p>このように、滞納の整理促進を図るため各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>
	施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

業1-4-2-4に係る参考情報

○ 滞納整理中のものの状況等

令和3年度の全税目の滞納残高（滞納整理中のものの額）は8,857億円となっています。

参考指標 1：租税滞納の状況

①滞納整理中のものの額等

（単位：億円）

会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
新規発生滞納額 （内消費税）	6,155 (3,633)	6,143 (3,521)	5,528 (3,202)	5,916 (3,456)	7,527 (3,997)
整理済額 （内消費税）	6,595 (3,706)	6,555 (3,644)	6,091 (3,438)	5,184 (2,879)	6,956 (3,692)
滞納整理中のものの額 （内消費税）	8,531 (3,028)	8,118 (2,904)	7,554 (2,668)	8,286 (3,245)	8,857 (3,551)

（出所）報道発表資料（令和4年8月 徴収部徴収課調）

（https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2022/sozei_taino/pdf/sozei_taino.pdf）

（注）地方消費税額を除いています。また、各々の計数において、億円未満を四捨五入しているため、差引きは一致しません。

②累積・長期事案

（単位：億円）

会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
滞納整理中のもののうち発生後5年超の額	4,160	3,723	3,482	3,396	3,306

（出所）徴収部徴収課調

（注）地方消費税額を除いています。

参考指標 2：滞納人員

(単位：人)

会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
滞納人員	563,771	529,103	435,575	553,658	523,077

(出所) 徴収部徴収課調

参考指標 3：納税の猶予及び換価の猶予の処理件数

(単位：件)

事務年度		令和元年度	2年度	3年度
納税の猶予		102,044	237,210	8,160
換価の猶予	職権	17,537	34,533	39,230
	申請	34,896	46,894	73,282

(出所) 徴収部徴収課調

参考指標 4：差押件数

(単位：件)

事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
差押件数	896,087	714,628	391,381	15,293	35,393

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 差押件数は、令和元年度以前の計数は、差し押さえた財産の数量を集計しているため、年度によって増減があります。令和2年度からは、より適切に実績を評価するため、換価を行う単位で集計するよう、集計方法を変更しています。

参考指標 5：公売公告物件数

(単位：件)

事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
処理件数	6,276	5,907	5,298	2,115	3,756

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 公売公告物件数については、一度に多数差し押さえた同種の財産を公売する場合等があるため、年度によって増減があります。

参考指標 6：原告訴訟(注)事件の処理件数

(単位：件)

会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
発生件数	167	151	115	102	115
終結件数	178	146	130	104	109
終結件数のうち勝訴件数	178	146	129	102	109
繰越件数	37	42	27	25	31

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 用語集参照

施策	業1-4-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-4-2-5-B-1：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収		
	目標	<p>厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案については、国税庁が有するノウハウと専門性を生かし、的確な徴収に努めます。</p> <p>(目標の設定の根拠) 厚生年金保険法等の規定に基づき厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案について、徴収実務に関する税・年金当局間の連携強化を図るとともに、国税庁が有するノウハウと専門性を生かして徴収することは、年金保険料の的確な徴収のために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 年金保険料の徴収を担当する職員を対象に研修を実施するなど体制の整備を図り、厚生労働大臣から委任を受けた事案については、ノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に取り組みました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、日本年金機構において、一時停止していた滞納処分や財産調査等を状況に応じて再開したものの、納付の猶予等の適用を優先して実施したことから、委任を受けたものではありませんでしたが、これまでに委任を受けた年金保険料の的確な徴収に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

評価結果の反映	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。		
	<p>(業1-4-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施) 期限内収納の確保を図るため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する周知・広報、個人の新規納税者に対する振替納税の利用勧奨やダイレクト納付の利用可能金融機関の拡大等の取組を積極的に実施します。</p>		
	<p>(業1-4-2-2：滞納を未然に防止するための取組) 前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納付期限が到来する国税について、あらかじめ文書や電話で期限内納付を促し、また、期限までに納付しない納税者に対しては、消費税を中心に督促状を発付する前の電話での納付指導を積極的に行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止を図ります。 併せて、納税の猶予等の納税緩和制度の周知を図ります。</p>		
	<p>(業1-4-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営) 徴収事務運営に当たっては、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保するとともに、集中電話催告センター室における集中的な電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を実施します。</p>		

評価結果の反映	<p>(業1-4-2-4：滞納の整理促進への取組)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により一括納付が困難との相談があった場合には、法令等に基づき、納税の猶予等の納税緩和制度を迅速かつ柔軟に適用するなど、引き続き、適切に対応します。</p> <p>また、適正に納税義務を履行しない大口・悪質事案や処理困難事案について、厳正・的確な滞納処分を執行するほか、消費税滞納事案を確実に処理するなどにより、滞納の整理促進を図ります。</p> <p>なお、滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応します。</p>
	<p>(業1-4-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収)</p> <p>厚生労働大臣から委任される厚生年金保険料や国民年金保険料等の徴収事務について、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携し、委任を受けた事案については、引き続きノウハウと専門性を生かし、年金保険料を的確に徴収します。</p>

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

実績目標に係る 予算額等	区分		令和元年度	2年度	3年度	4年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	379,188	-	-	-
		補正予算	0	-	-	-
		繰越等	0	-	-	-
		合計	379,188	-	-	-
執行額(千円)		372,095	-	-	-	

(注) 令和2年度以降については、システム統合により、国税総合管理(KSK)システム予算として計上しています。

(概要)

集中電話催告システムの整備費等に必要経費

業績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
----------------------------------	------

実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国税庁レポート2022(令和4年6月国税庁)、令和3年度租税滞納状況について(令和4年8月国税庁)
----------------------------------	---

前事務年度実績評価結果の施策への反映状況	<p>(業1-4-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施)</p> <p>期限内収納の確保を図るため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する周知・広報、個人の新規納税者に対する振替納税の利用勧奨やダイレクト納付の利用可能金融機関の拡大等の取組を積極的に実施しました。</p>
	<p>(業1-4-2-2：滞納を未然に防止するための取組)</p> <p>前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納付期限が到来する税金について、あらかじめ文書や電話で期限内納付を促し、また、期限までに納付しない納税者に対しては、消費税を中心に督促状を発付する前の電話での納付指導を積極的に行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止に取り組みました。</p> <p>併せて、納税の猶予等の納税緩和制度の周知を実施しました。</p>

<p>前事務年度実績評価結果の施策への反映状況</p>	<p>(業1-4-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営) 徴収事務運営に当たっては、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保するとともに、集中電話催告センター室における集中的な電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。</p> <p>(業1-4-2-4：滞納の整理促進への取組) 新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失を受けた方や納税が困難な方に対しては、法令等に基づき、納税の猶予等の納税緩和制度を迅速かつ柔軟に適用するなど、引き続き、適切に対応しました。</p> <p>また、適正に納税義務を履行しない大口・悪質事案や処理困難事案について、厳正・的確な滞納処分を執行するほか、消費税滞納事案を確実に処理するなどにより、滞納の整理促進を実施しました。</p> <p>なお、滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しました。</p> <p>(業1-4-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収) 厚生労働大臣から委任される厚生年金保険料や国民年金保険料等の徴収事務について、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携し、委任を受けた事案については、引き続きノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に取り組みました。</p>		
	<p>担当部局名</p>	<p>徴収部（管理運営課、徴収課）</p>	<p>実績評価実施時期</p>